

豊橋市立吉田方小学校

いじめ防止基本方針

(改定) 令和7年4月1日

I いじめの防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校のスローガン「笑顔いっぱい、力いっぱい」の基盤は安心できる学校生活にある。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「仲間意識（友愛、絆、他）」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「仲間意識」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。

一方、いじめについては、国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要があると考えている。

(1) いじめの禁止

- ・児童は、いじめを行ってはいけない。
- ・児童は、他者のいじめを黙認してはいけない。

(2) いじめの定義

- ・当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起きた場所は、学校の内外を問わない。

II いじめ防止対策組織

本校では「児童支援主任会」に、生活サポート委員会といじめ・不登校対策委員会が含まれる。以後、いじめ防止対策組織を「児童支援主任会」とし、定期的に開催する。また、必要に応じてメンバーを拡大し、スクールソーシャルワーカーを組織として加え、いじめのささいな兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、「いじめられた子どもを学校が守る」スタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置等）の取り組みの検討をする中核組織となる。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「いじめ防止年間指導計画」<別紙1>を作成し、事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修や早期発見のための生活（いじめ）アンケート等を計画的に位置づけ、全職員共通理解のもと、いじめ防止に向けた取り組みを行う。
- ・いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についての「いじめ早期発見・対応マニュアル」<別紙2>を定め、それを徹底するため、「チェックリスト」<別紙3、4、5>を作成・共有して全教職員で実施する。
- ・「児童支援主任会」で検討した内容を、職員会議等で報告する。

イ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校新聞や学校のホームページに掲載をする。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、「いじめ早期発見・対応マニュアル」<別紙2>に基づいて、管理職の指導の下、学年主任を核として迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導

及び支援を行う。

エ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめによる重大事態への対処に関するフロー図」<別紙6>に基づいて対応する。
- ・学校が調査を実施する場合は、「児童支援主任会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、いじめられた子どもも、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、教育委員会へ報告する。

III いじめの防止等についての具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「仲間(友愛、絆、他)づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ 子どもの人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- オ 児童支援主任会等で名前のあがつた子どもについては、早期にスクールカウンセラーの面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 生活(いじめ)アンケート(原則月1回)や教育相談を定期的に実施し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。
- エ 職員会議後等、定期的に「いじめ早期発見のためのチェックリスト」<別紙3>を活用し、学校・学級の児童の様子の把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの認知があったときには、「いじめ早期発見・対応マニュアル」<別紙2>、「いじめ早期対応のためのチェックリスト」<別紙4>に基づいて、早急に対応する。
- イ いじめの報告を受けたら「児童支援主任会」で早急に対応する。
- ウ 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合

速やかに市教委に報告し「いじめによる重大事態への対処に関するフロー図」<別紙6>に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合

「児童支援主任会」を調査の母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。必要に応じて在籍児童や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行い、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(3) 重大事態調査結果の説明・報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・保護者に説明をする。また、いじめを受けた児童に説明した方針に沿っていじめを行った児童・保護者に対しても説明を行う。

(4) 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

(5) いじめ重大事態調査完了後の対応

- ア 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者的心のケアに努める。
- イ いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。
- ウ 落ち着いた学校生活を取り戻すことができるよう児童・保護者的心のケアと支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

V 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 児童支援主任会での検証

定期的及び必要に応じて児童支援主任会を行い、共通理解を図り、これまでの取り組みの検証と今後の対応について考える。

(2) 学校評価アンケートの実施

いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを、教職員・保護者・学校関係者に対して、年1回実施（12月）し、目標への達成状況の評価をもとに、児童支援主任会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

年度末に、「いじめ防止対策のためのチェックリスト」<別紙5>を活用しながら、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行う。

VI その他

ア いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

イ 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。

ウ 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【別紙1】 取り組みの年間計画について

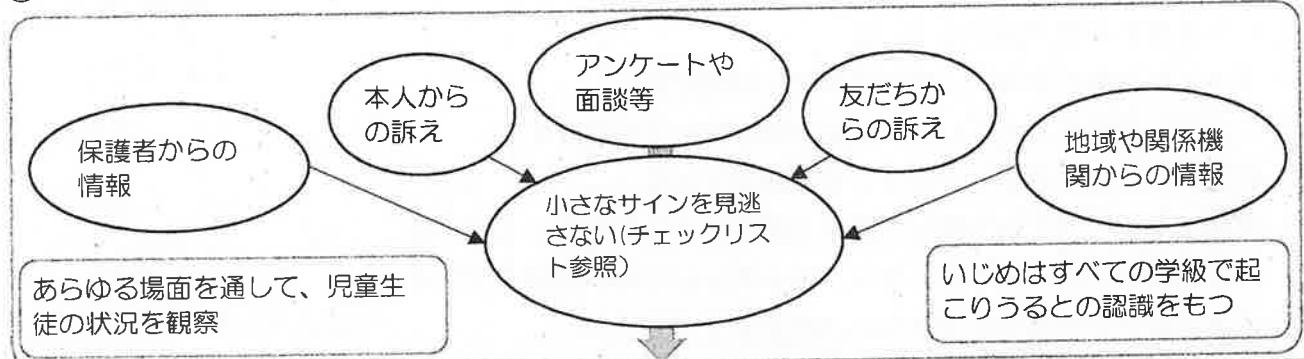
	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	「生活サポート委員会」	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	○運動会応援合戦	○ミニ学校生活アンケート		○運動会
6月	○情報ネットモラル指導 ○豊橋・学校いのちの日（講話）	○教育相談週間 ○学校生活アンケート ○教育相談週間	○現職研修①「子ども理解と学級づくり」	○学校評議員会 ○SC講演会
7月			○全教職員による「取組評価アンケート」の実施	○個人懇談会
8月			○検証・中間評価・見直し	
9月	○SCによる授業	○身体測定 ○ミニ学校生活アンケート ○教育相談週間		○学校公開日
10月		○ミニ学校生活アンケート	○現職研修②（ケース会議）	
11月	○学習・学発表会	○学校生活アンケート		○学習・学芸発表会 ○学校評議員会
12月	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○保健指導（命の大切さ） ○校内マラソン大会	○ミニ学校生活アンケート ○教育相談週間	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施 ○学校評価アンケートの実施	○個人懇談会
1月		○身体測定 ○ミニ学校生活アンケート	○自己評価	
2月	○ありがとう集会	○学校生活アンケート		○学校公開日 ○学校評議員会での「自己評価」への評価
3月	○6年生を送る会	○ミニ学校生活アンケート	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○学校新聞・ホームページ公開
通年	○集会における校長等の講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活日記・作文 ○主任会等の情報交換	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○あいさつ運動

【別紙2】

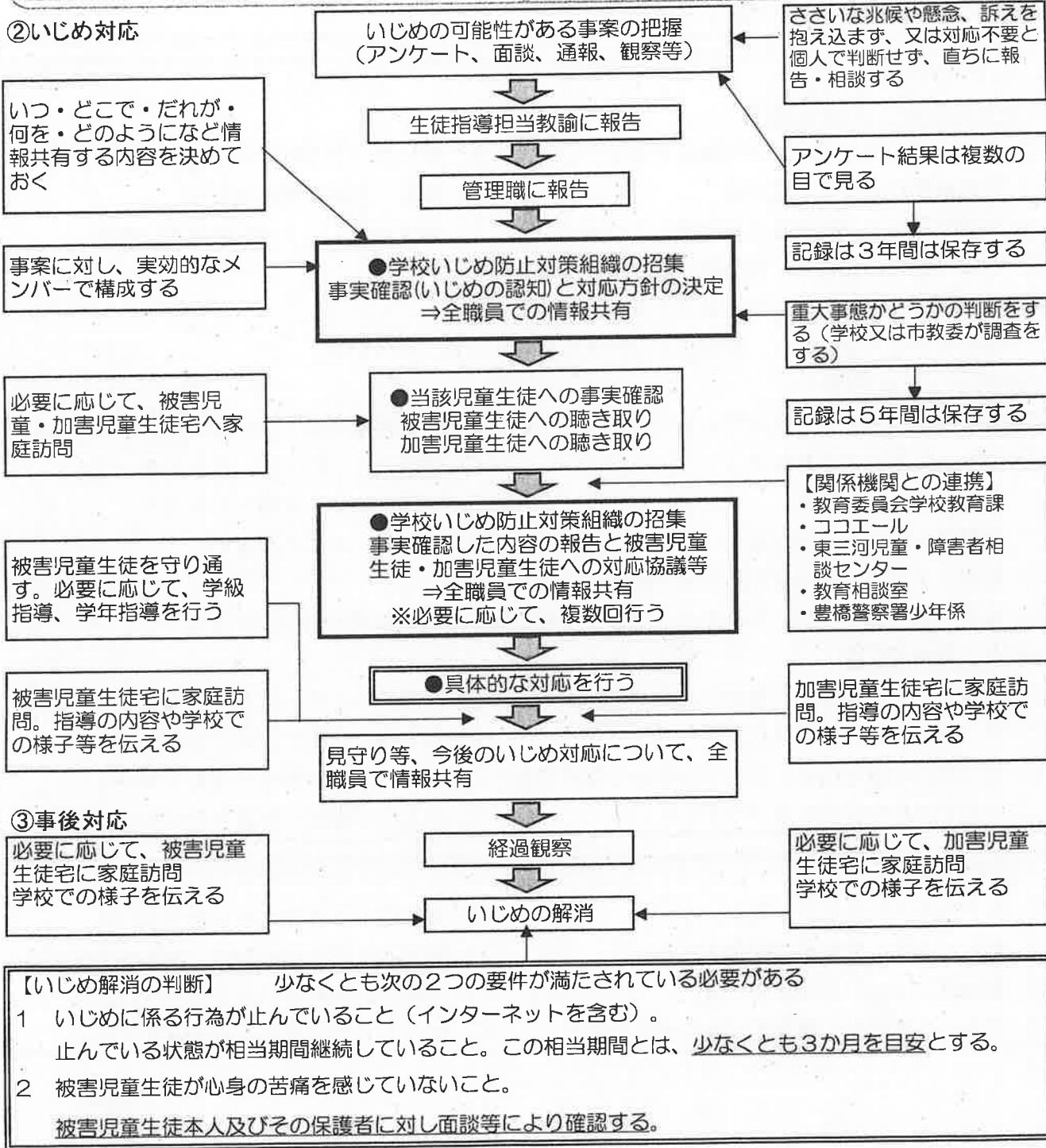
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立吉田方小学校

①いじめの発見



②いじめ対応



【別紙3】

いじめ早期発見のためのチェックリスト

豊橋市立吉田方小学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れたりする
- 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- 登校時間が遅くなっている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされてたりしている
- あいさつをされない
- 遅刻・欠席が増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる

● 授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
 - プリントが配布されない
 - 学習用具がなくなる
 - 教職員の近くにいたがる
 - 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
 - 班編成をしたとき、孤立する
 - 発言すると、周囲がざわつく
 - 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
 - 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

● 給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 食べ物にいたずらをされる
- 盛り付けが極端に多かったり少なかつたりする
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 一人で掃除や後片付けをしている
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- 他の子どもに威嚇する表情をする

【別紙4】

いじめ早期対応のためのチェックリスト

豊橋市立吉田方小学校

いじめの認知から早期対応に向けて

● 日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

● アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的に実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

【別紙5】

いじめ防止対策のためのチェックリスト

豊橋市立吉田方小学校

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている

【別紙6】

いじめによる重大事態への対処に関するフロー図

